

令和 7 年第 4 回定例会
(2 日目)

津 別 町 議 会 会 議 録

令和 7 年第 4 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和 7 年 6 月 6 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 7 年 6 月 19 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 令和 7 年 6 月 19 日 午後 1 時 49 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 渡 邊 直 樹

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	巴 光 政	○	○	6	佐 藤 久 哉	○	○
2	篠 原 眞稚子	○	○	7	高 橋 剛	○	○
3	細 川 博 行	○	○	8	小 林 教 行	○	○
4	山 内 彬	○	○	9	渡 邊 直 樹	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐 藤 多 一	○	監 査 委 員	藤 村 勝	○
教 育 長	近 野 幸 彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊 藤 泰 広	○	生涯学習課長	谷 口 正 樹	○
総 務 課 長	森 井 研 児	○	生涯学習課長補佐	坂 井 隆 介	○
総 務 課 長 補 佐	高 橋 洋 行	○	監査委員事務局長	斉 藤 尚 幸	○
住 民 企 画 課 長	迫 田 久	○	監査委員事務局次長	松 木 紀 幸	○
住民企画課参事	加 藤 端 陽	○			
税 務 財 政 課 長	菅 原 文 人	○			
税務財政課長補佐	小 西 美 和 子	○			
保 健 福 祉 課 長	仁 部 真 由 美	○			
保健福祉課長補佐	兼 平 昌 明	○			
保健福祉課主幹	向 平 亮 子	○			
保健福祉課主幹	丸 尾 美 佐	○			
産 業 振 興 課 長	石 川 勝 己	○			
産業振興課長補佐	渡 辺 新	○			
建 設 課 長	中 橋 正 典	○			
建設課長補佐	土 田 直 美	○			
会 計 管 理 者	丸 尾 達 也	○			
庶 務 係 長	成 田 ゆ か り	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	斉 藤 尚 幸	○	総 務 係	松 嶋 祥 己	○
総 務 係 長	寺 田 好	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	9 番 渡邊 直樹 1 番 巴 光政
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	議案	30	津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	31	津別町減債基金条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	32	津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	33	津別町国営農地再編整備事業負担金支払基金条例を廃止する条例の制定について	
8	〃	34	令和 7 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）について	
9	〃	35	令和 7 年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について	
10	〃	36	令和 7 年度津別町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	
11	請願	1	ケアハウスつべつ運営補助充実に関する請願について（委員会報告）	
12	意見書案	3	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について	
13	〃	4	地方財政の充実・強化に関する意見書について	

日程	区分	番号	件名	顛末
14	意見書案	5	令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	
15	〃	6	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書について	
16	〃	7	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について	
17	〃	8	戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書について	
18	〃	9	従来健康保険証の廃止を撤回し、発行再開と継続を求める意見書について	
19	〃	10	高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書について	
20	〃	11	将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書について	
21	発議	5	議員定数調査特別委員会の設置について	
22	報告	3	繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）	
23	〃	4	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
24	〃	5	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
25	〃	6	例月出納検査の報告について（令和6年度2月分、3月分、4月分、令和7年度4月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

9 番 渡 邊 直 樹 君 1 番 巴 光 政 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（斉藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第 1 回目の報告から、本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書の通りであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで、諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順に従って準備質問を許します。

1 番、巴光政君。

○1 番（巴 光政君）　〔登壇〕　ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告の一般質問をさせていただきたいと思います。

質問事項は、マイナ保険証の期限切れによる病院でのトラブル回避についてであります。

2025 年 2 月末時点で、マイナンバーカードの保有率は全国人口の約 78%、約 9,700 万枚が発行されております。また 3 月のマイナ保険証（マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたもの）が登録された率は 27.26%で、2024 年 12 月（25.42%）から 0.64 ポイント上昇しましたが、伸びは鈍化している状況です。

昨年 12 月 2 日以降に健康保険証の新規発行が停止され、従来の健康保険証は現在記載の有効期限まで使用可能とされていますが、それ以降は、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するため、医療機関や薬局を利用する際は、マイナ保険証を利用する必要がありますが、マイナ保険証が利用できない方のために、従来の健康保険証として使える「資格確認書」が交付され、スムーズに保険診療を受けられるようになっていきます。

ただ、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書（5 年）の更新を迎える人が急増するために備え、更新手続きを済ませることが重要です。

そこで、次の点について伺います。

一つ目、津別町のマイナンバーカードの保有率、マイナ保険証の利用率はどのようになっているか。

二つ目、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限を迎える人の把握と対応についてはどうか。

三つ目、マイナ保険証の導入後、従来の健康保険証の利用を望む声や、マイナ保険証への不安などから、利用登録の解除申請が増加していると聞くがどうか。

四つ目、一部の自治体では、マイナ保険証の有無に関わらず、独自に国民健康保険加入者に対し資格確認書を発行する動きもあるようだが、津別町では取り組みできないか。

以上について伺います。

○議長（鹿中順一君） 巴君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、質問にお答えいたします。

はじめに、津別町のマイナンバーカードの保有率とマイナ保険証の利用率についてですが、保有率は、令和7年6月12日現在、人口3,919人中3,189人で、81.37%となっております。

マイナ保険証の利用率は、令和7年4月時点の国民健康保険被保険者が977人であり、このうちマイナ保険証の登録者は758人、延べ利用率は48.95%となっています。また、令和7年6月時点の後期高齢者医療保険被保険者数は1,126人で、このうちマイナ保険証登録者は832人、延べ利用率は37.39%となっております。

次に、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限を迎える人の把握と対応についてですが、電子証明書の5年の有効期限を迎える人の把握は国で行っておりますが、町においても情報の確認をすることができます。有効期限を迎える2、3カ月前に、国から通知書が郵送されますので、通知書を持参の上、住所地の市町村の窓口で更新手続きを行うことになります。

制度を普及促進するため、令和4年6月から令和5年9月末まで実施されたマイナポイント事業の期間中に、多くの方がマイナンバーカードを作成したことから、更新時期が令和9年に集中します。そのため、町の対応としましては、夜間や休日の対応を検討しているところです。

次に、マイナ保険証の利用登録の解除申請件数についてですが、本町では、利用方法が難しい、あるいは家族が管理していることへの不安などから、本年6月までに国民健康保険被保険者で2名、後期高齢者医療保険被保険者で3名の解除申請がありました。

これにつきましては、国民健康保険は昨年6月にシステムの整備が整い、資格確認書が発行されるようになったことから、先の2名の方に発行されています。また、後期高齢者医療保険については、昨年6月に全員に発行された保険証がありますので、本年7月末までこれで対応可能となります。

次に、マイナ保険証の有無に関わらず国民健康保険加入者に対し、独自に資格確認書を発行することについてですが、昨年12月に保険証の発行が終了し、その後の資格書の発行については法に基づき進めてきたところです。

資格確認書は、法律上マイナ保険証を受け取ることができない場合に交付するものであり、一律に交付する必要はないものと考えられています。しかし、全国的には本年8月以降の再交付申請の集中や、医療機関での保険証の期限切れの対応に対する問題も想定されることから、国は町や医療機関の窓口の混乱を回避し、引き続き一定の自己負担割合で保険診療を受けられるよう、受診の際の具体的な対応についての検討を行っているところです。その内容につきましては、近日中に各自治体に示される予定となっておりますので、内容を確認した上で、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、巴光政君。

○1番（巴 光政君） [登壇] それでは、1番目の項目から順次質問していきたいと思います。

津別町のマイナンバーカードの保有率は、令和7年6月時点で人口3,919人中3,189人で81.37%、マイナ保険証の利用率は令和7年4月、国民健康保険被保険者数は977人で、このうちマイナ保険証の登録者が758人から219人が未登録となることもわかりました。

後期高齢者医療保険被保険者数は6月時点で1,126人、このうちのマイナ保険証の登録者は832人ということでした。

これらから見ますと、保有率、利用率とも全国から見てもかなり高いことがわかりました。ただ、マイナンバーカードの取得は任意で義務ではないということですので、その点を踏まえ次に進みたいと思います。

2のマイナンバーカードの電子証明書の有効期限を迎える人の把握と対応についてに移りたいと思います。

有効期限を迎える人の把握は国で行っていて、有効期限5年を迎える2、3カ月前に郵送で国から届きますとのことで、役場窓口で手続きを行うことになります。

この情報は町でも確認することができるとありますが、手続きを忘れている人に、

期限が切れる前にチェックをして対応することができないか。この点について伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま、議員のほうからもありましたように、期限の切れる2、3カ月前には国のほうから通知が行くということですので、こちらのほうでは国の通知が行くことをまずは優先して、今の状況で町のほうからお知らせを二重にするということは考えてはおりません。

○議長（鹿中順一君） 1番、巴光政君。

○1番（巴 光政君） 〔登壇〕 一応、2、3カ月前に届くことは届くんですけども、ギリギリまで本人は手続きしなかったり、または、それを忘れていたりした場合には、一応病院で診察を受ける際には期限切れで使えませんよということになると思います。その関係で、一応ちょっと期限切れのトラブルということで新聞に載っていましたので、それをちょっと読んでみたいと思います。

全国保険医団体連合会（保団連）が今年2月から4月実施した調査によると、医療機関の31%でマイナ保険証の有効期限切れがありました。

昨年8月から9月調査の14%から大幅に増加しました。会員からは、「有効期限について患者への説明が難しい」「時間がかかる」「有効期限切れでいるのを何とかしてくれと言われる」「説明しても、次回の来院時も切れたままになっている」などの声が寄せられています。

マイナ保険証は、受診する際に利用者証明用電子証明書で本人を確認します。マイナンバーカードは、発行から10年が有効期限（18歳以上）ですが、電子証明書の有効期限は、カード発行から5回目の誕生日までです。更新手続きは自治体窓口で本人が出向く必要があり、期限の2、3カ月前に更新を知らせる通知が届きます。

政府は、昨年12月、従来の保険証の新規発行を停止し、保団連の上所聡子事務局次長は、「経過措置が終わり従来の保険証が使えなくなる時期と有効期限切れが増える時期が重なり、トラブルが増加すると懸念している」と語ります。受診するまで患者が有効期限切れに気付いていないケースが多いといいます。「有効期限切れのマイナ保険証だけで受診して使えなければ、保険資格確認ができず、場合によっては医療費を10

割自己負担するケースも出てしまいかねません。」というような内容でした。

こうすることで、ぜひ期限切れになる前、2、3カ月前から来るんですけども、実際、私もそうなんですけれども、期限が近づかなければいけないというような傾向もあるのではないかなというふうに私は判断して、ある程度近づいて、もうそろそろ期限が切れるなという人のために、事前に何か手当てができればと考えていますけれども、再度お伺いします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） 先ほど議員もおっしゃっていたように、マイナナンバーカード自体も任意でございます。保険証との紐付けについても同じものでございます。

2、3カ月前に国のほうから、先ほども言いましたけれども通知が届く形になっております。国のほうでも、最後の質問の答えにもなっていますが、先ほど町長のほうでもお話ししましたように、その現状は確認しており、今、協議中でございます。早急に協議内容については市町村に下すという話で通知が来ております。それを持ちまして、町のほうでも対応を考えたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、巴光政君。

○1番（巴 光政君） 〔登壇〕 それで、今、言われていましたけども、全国では今年度更新2,780万枚に上るマイナ保険証の有効期限の手続きが必要となるといわれています。

先ほどの町長の答弁の中では、令和4年6月から令和5年9月まで実施したマイナポイント事業の期間中に作成した分が、更新時期が令和9年に集中しますと言われました。

以上の点を踏まえまして、もう少し何か方策がないものかということで、今、検討もされているということで、その辺を踏まえて次の3番目のマイナ保険証の導入を従来の健康保険証の利用を望む声や、マイナ保険証への不安などから、利用登録の解除申請が増加していると聞くがという点について移りたいと思います。

これについては、本年6月までに5名の解除申請があり、資格確認書、保険証があり対応されているとのこととあります。マイナ保険証の利用登録を解除する申請件数、

2024 年 10 月下旬から受付が開始後 1 カ月で 1 万件を超えているそうであります。具体的には、2024 年 11 月までの約 1 カ月間に 1 万 3,147 件の解除申請があったと厚生労働省が発表しています。2024 年 10 月 28 日から 11 月 30 日までの解除申請件数は 1 万 3,147 件、同年 12 月 1 日から 12 月 31 日までが 3 万 2,067 件と解除件数は増加傾向にあり、2024 年 12 月までの解除申請累計は 4 万 5,214 件に達しているそうであります。さらに今年の 3 月 1 カ月で 1 万 5,082 件、累計で 8 万 4,232 件となったということであり、資格確認書の利用を希望する声や、マイナ保険証への不安などが主な解除理由と見られているそうであります。

マイナ保険証の導入後、従来の健康保険証の利用を望む声や、マイナ保険証への不安などから利用登録の解除申請が増加しているということに関しまして、これに関してどうお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 解除申請、全国的に見れば大きな数字になるかというふうに思いますけれども、津別町の場合、先ほどお答えしたとおりの数字です。決して多い数字ではないというふうに思っていますし、内容的に家庭環境の問題だとか、そういったこともこの津別町の中での解除する理由として出てきたりしていますし、また自分もそうでしたけど、初めて使う時、これはちょっと、どうやってやるんだろうということで医療機関の窓口へ行って、結構難しいのかなと思ってドキドキしたこともありますけれども、何回か行っているうちに、ごく当たり前のように、ちょうどこれまでの保険証を窓口の事務の方に提出するのと同じような流れで、どんどん周りを見てもそういう状況になってきていますので、本町の場合においては、それほどこれからどんどん増えていくというような状況にはなるとはちょっと考えにくいかなというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 1 番、巴光政君。

○1 番（巴 光政君） 〔登壇〕 先ほどの状況から、津別町では、そう解除は出ないのではないかとということですが、その中でも、やはり町民がもしか解除されて、期限が切れていて利用が地元の病院ですと案外切れていたからといって、それによって 10 割負担ですよということはないかもしれませんが、例えばほかへ行って

いて急に具合が悪くなって、かかった時点で保険証が切れていたというような場合には、10割負担ということになれば、これは私たち町民が不利益をこうむることになりかねないと思いますので、その辺が一番私としては心配しているところであります。

その点を踏まえまして、次の4番目、一部の自治体では、マイナンバーカードはあるなしにかかわらず、独自に国民健康保険加入者に対し資格確認書を発行する動きもあるということの関係で、津別町では、それに対しては法に基づいた運用をしていくということでありますけれども、その関係で厚労省が道に周知した関係があります。

「後期高齢者について健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードの保有状況に関わらず、資格確認書の職権交付の対象とする暫定運用を令和8年8月まで行うこととしていますが、これを受けて国民健康保険でも同様にマイナ保険証の保有の状況にかかわらず資格確認書を職権交付することの可否に係るお問い合わせをいただいております。これについて、資格確認書は法律上、被保険者が電子資格確認書を受け取ることができない状況にある時に交付することとされていますが、国民健康保険の被保険者には、さまざまな年代、属性の方が含まれており、後期高齢者のように新たな機器の取り扱いに不慣れであるなどの理由で、マイナ保険証への移行に一定の期間を要する蓋然性が一般的に高いと言われる状況ではなく、資格確認書を被保険者全員に職権交付するコストも考慮すると全員一律に確認書を交付する状況ではないと考えています。」これが厚労省からの通知依頼なんですけれども、それに対して、これ愛知県の市町村の、今年5月の愛知県保険医協会聞き取り調査で「通知で一律では送れないと言っているので、そうするしかない」担当者の間では、「用務の負担にならないか懸念する声はある」「本当ははっきり言ってやれたほうがいい」「リアルタイムでマイナ保険証登録の有無などがシステムに反映されるわけではないので、タイミングによっては手間がかかると思う」また、県下として通達が出れば習うが、あまり国を刺激するようなことはしたくないが、現場の意見としては、かなり負担を伴う作業になるので、東京の先ほどの全員に確認書を配るということは東京の渋谷区と世田谷区で行っているという状況のことなんですけれども、「東京の取り組みが羨ましい、効率的だと思う」というような声とか、「正直、一律で送れるなら効率的だと思うし、そうしてほしい」というような声もあります。「県下、全自治体が一律送付を決めるくらいの勢いでない

と難しいと感じる。手続きに来る方の中には、自分がマイナ保険証を登録しているかどうかわかっていない方も多くいて、7月に混乱しないか心配である。後期高齢者が一律で資格確認書発行となったこともあり、同じ家庭でも個々人によって資格確認書と資格情報のお知らせが別々で届くことになる。そのため窓口では、相当賑やかになると思っている。個人的にはそうした事態にならないように、今回の保険医協会さんの調査がオープンになって、改めて国から一律、資格確認書の発行通知が出るとよいと思う。もし周りの自治体が一律に送るところが増えれば実施を検討すると思う。」このような意見が出ておりますが、それに対して町長は何かありますか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 人口の多い所は、多分おっしゃったように結構大変なんだろうなというのは、想像はつきます。こういう津別町というところで行けば、議員のおっしゃるようなことには、ちょっとなりにくいのかなということも考えております。

ただ、いつ更新されるかというのは数的には町でも知っておりますし、例えば今年、令和7年度でいけば、1月から12月までの間で361件が更新されるはずであります。それから来年は482件更新されると思います。一番多いのは令和9年ということです。これは最初にお話ししましたとおり、マイナンバーカードは制度としては平成28年1月からスタートしていますけれども、その普及のために、ご承知のとおりマイナポイント事業を国のほうで行ってきました。その時から取得をされた方、町内でもそれなりにいるわけですが、やはり一番多かったのが第2弾のマイナポイント事業、それが先ほどお話ししましたとおり、令和4年の6月から令和5年の9月までの間に行われた第2弾のマイナポイント事業、この時に取得された方が一番多くて、この方たちが令和9年に更新を迎えるということになります。ここが今、その後転出だとか転入だとかさまざまあるかと思いますが、現時点では1,416人が更新をされる予定になっているところです。ここの時に、少し窓口が込み始めるかなという想定もされますので、その時には時間外、夜間の受付だとか、それから休日の受付、こういったものに対応していこうというふうに考えているところであります。

制度として、これは国の制度ですので、いろいろ変わってきています。最後にお答えしましたように、国のほうでは町だとか、あるいは医療機関の窓口で混乱しないよ

うに、引き続き一定の自己負担割合で保険診療が受けられるように、受診の際の具体的な対応について、今、国のほうで検討を行っているということであります。これは文書的にも通知が来ていまして、私も見ておりますけれども、その内容の中で、近日中に全国の各自治体にその具体的な検討を行って、こうするという内容については近く示されますという通知文になっておりますので、それを見て確認して、適切に対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1 番、巴光政君。

○1 番（巴 光政君） 〔登壇〕 いろいろ保険証、従来であれば期限が近づいてきたら手続きなしに保険証の交付が受けられていました。それが今度は5年ごとの手続きになってくると。そういう町民にとって負担が増える状況になっております。その辺が一番私は今までであれば自動で来て、なんの不自由も感じないで使えていたものが、今度こういう切り替えることになって、5年ごとには必ず手続きをしなければ使えないと。そういう事態が随分煩わしくなっているなと感じております。

そういうことで、今回、トラブルの発生もありますし、もしくは、こういう資格確認だけで行えるとか、そういう形ででもあればすごく便利だなと思っておりますので、そういうことで今回質問をさせていただきました。

大体私が思っていることは以上ですけれども、何かありましたら、また町長のほうからよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど申しましたとおり、近く取り扱いについても説明があるということですので、それに基づいて進めていくことになると思います。

マイナンバーカードの利便性も一方でやっぱりありまして、例えば生活困窮とか、あるいは子どもたちとか、さまざまな形で国からの交付金等々も2万円だとか10万円だとかいろいろありますけれども、ああいったものの手続きというのは、本当に地元としてはすごい労力がいるところなんです。受け取る側は非常にありがたいことだと思いますけれども、そういったものも口座のほうもマイナンバーカードに登録されている方については事務の軽減にもなっていくというようなこともありまして、悪いこともデメリット、メリットいろいろあるかというふうに思いますけれども、相対的

には便利な仕組みではないのかなというふうに私としては思っているところです。

電子証明は5年で更新、マイナンバーカード自体は10年で取り替えという格好になりますけれども、これはまたいろんな形で悪用されたりとか、入り込んできてネット上で入ったりとかそういうさまざまなことで、そういう技術革新というのにも必要だということでカードが10年に一度取り替えられるというふうになっておりますけれども、そういうセキュリティの部分、こういったところは町でどうこうするわけにはいきませんので、国のほうでしっかり対応していただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎議案第30号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、議案第30号 津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第30号についてご説明いたします。

資料により説明いたしますので、資料の2ページをお開きください。

はじめに、改正理由になります。8月に移行予定の地方公共団体情報システムの標準化に伴い実施をされます、町の住民基本台帳に記録されていない方である、住登外者宛名管理機能についての規定の整備が必要となったため、法の規定に基づき条例改正するものになります。

改正内容についてです。

一つ目として、独自利用事務として住登外者、いわゆる町の住民基本台帳に記録されていない方の情報の管理に関する事務の規定の追加。

2点目として、法定事務について住登外者宛名情報を利用可能とする規定の追加。

三つ目として、独自利用事務のうち事務処理に特定個人情報として住登外者宛名情報を利用する者に規定を追加。

四つ目として、教育委員会に住登外者宛名情報を提供するための規定の追加。

五つ目として、これまで別表第1で独自利用事務についての規定と、独自利用事務に対する特定個人情報の情報連携についての規定を表していましたが、今回の住登外者の情報の管理に関する事務のように、他の特定個人情報を必要としない事務が出てきたことから、表を分割する形で新しく表を追加。

六つ目として、五つ目の別表の改正にあわせて、既に上位法で規定のあった事務を削除しています。

それでは新旧対照表になります。

下段の第4条第1項にて表を追加したことに伴う改正と、関係して3ページから5ページにまでおよびますが、新しい別表第1の下段に住登外者宛名番号管理機能による事務を追加しています。

次に、2ページに戻りまして、第4条第2項にて表題の改正と、6ページから11ページに及びますけれども、新しい別表第2で、各事務のうち特定個人情報として事務処理に住登外者宛名情報を利用するものに規定を追加し、また、上位法で規定のある事務については削除しております。

次に、3ページに戻りまして、第4条第4項にて法定事務で住登外者宛名情報を利用可能とする規定を追加しています。

次に、下段の第5条にて表題の改正と、11ページに飛びますけれども、新しい別表第3で教育委員会に住登外者宛名情報を提供するための規定を追加しております。

それでは、議案にお戻り願いたいと思います。

ただいま、ご説明した内容を条文化したものにになります。

附則としまして、条文末尾になりますけれども、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第30号の説明をいたしましたので、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 30 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 31 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 5、議案第 31 号 津別町減債基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐(小西美和子さん) ただいま上程となりました、議案第 31 号につきましてご説明申し上げます。

説明資料によりご説明いたしますので、資料の 12 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、現在の減債基金条例においては、繰上償還や財源対策のため町債償還については使用が可能であります、通常の約定償還には使用できないこととなっています。今後、特定の目的基金で積み立てた資金について、減債基金へ積み替えた資金を約定償還へ充当することが想定されることから、所要の改正を行うものです。

改正内容は、基金の使用について定める改正となります。

新旧対照表をご覧ください。

第4条第3号におきまして、改正前で「財源対策のため発行を許可された町債の償還の財源に充てるとき。」とあるのを、「特定の町債の償還のために積み立てた資金をもって当該町債の償還の財源に充てるとき。」に改めます。

それでは、議案書にお戻りください。

ただいま、ご説明した内容について改正条文としたものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第32号 津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第 32 号について説明させていただきます。

説明資料の 13 ページをお開きください。

改正理由につきましては、令和 7 年 4 月に省エネ基準が改正されたことに伴い、財源の一部としている国庫補助金の適用要件が改められたことから改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

第 3 条第 2 項表中の奨励金区分の新築の該当要件のうち、「断熱等性能等級」に示された「等級 4」を「等級 5」に改めるものですが、断熱等性能等級とは、住宅の断熱性能を評価する指標で、等級 1 から 7 までの評価がありますが、新築する住宅全てに等級 4 以上の省エネ基準の適合が義務づけられたことに伴い、国庫補助金の適用となる等級が等級 5 に引き上げられたことによります。

議案書にお戻りいただきまして、説明させていただきました内容の改正条文は、こちらのとおりです。

附則によりまして、この条例は公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものといたします。

以上、議案第 32 号の内容につきまして説明させていただきましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 32 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 33 号 津別町国営農地再編整備事業負担金支払基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） ただいま上程となりました、議案第 33 号についてご説明いたします。

このたび廃止とする条例につきましては、国営農地再編整備事業負担金として津別町が支払う負担金の財源に充てるため、津別町国営農地再編整備事業負担金支払基金の設置について必要な事項を定めるため、平成 28 年に制定したものでありますが、当該事業につきましては、ご承知のとおり令和 6 年度をもって完了となりました。

地元負担金の支払いに関しましては、本年 4 月 1 日に概算金を繰上償還し、最終精算額を同じく本年 7 月 31 日に繰上償還する予定であり、これをもって全ての償還を完了することから、本条例の当初の目的を達成することに至るため廃止とするものであり、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

廃止とする条例の附則といたしまして、第 1 項で施行期日を令和 7 年 8 月 7 日と定め、第 2 項において、この条例の施行の日の前日に廃止前の本条例の規定により設置されていた基金に属する現金は、施行日において津別町一般会計に帰属するものと規定をいたします。

以上、説明を申し上げましたので、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 33 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 34 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 34 号 令和 7 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました、議案第 34 号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の採用、人事異動および共済費等の率の改定などに伴う給与費の補正、国庫補助金の交付決定に伴う雪寒建設機械導入事業の事業調整に伴う減額などを中心とした補正予算となります。

給与費につきましては、一般会計では職員数 4 名の減で、合計では 1,910 万 8,000 円の減額となります。

なお、特別会計および企業会計につきましては、職員数に増減がないことから 6 月定例会での補正は行わないこととしております。

それでは、補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算からそれぞれ 6,359 万 5,000 円を減額し、補正後の予算総額を 92 億 3,340 万 5,000 円とするものです。

第 2 項および第 2 条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので7ページから8ページをご覧ください。

なお、給与費については冒頭に説明したとおりですので、各款項における説明は割愛させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は10ページをご覧ください。下段の電算化推進経費は、Officeソフト移行に伴うソフト価格の高騰により、北海道自治体情報システム協議会への負担金で163万3,000円の増額です。

項2地域振興費、目1企画総務費、12ページになります。ふるさと納税推進経費は、イベント出展や市場調査に係る旅費およびPR活動に係る消耗品費等で43万4,000円の増額です。

目2企画開発費、開発調整業務は、イベントへの出展および地方創生事業の取り組みに係る旅費を拠出したことによる補填で、58万8,000円の増額です。

17ページから18ページをご覧ください。

項6、目1統計調査費は20ページになります。委託各種統計調査経費は、道委託金の交付決定に伴う国勢調査の指導員、調査員報酬等で67万8,000円の増額です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は22ページになります。外国人介護福祉人材育成支援事業は、奨学生の要望人数が1名増となったことにより370万円の増額です。

23ページから24ページをご覧ください。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の病院施設整備基金積立金は、3月定例会の当初予算審議の際に、山内議員よりご指摘のありました国営農地再編整備事業負担金支払基金から財源充当することとしていた当基金について、一般財源から積み立てを行うこととするための財源内訳の補正となります。

25ページから26ページをご覧ください。目3環境衛生費、下水道事業会計繰出金は、国庫補助金の減額に伴い事業調整を行うことにより1,624万2,000円の増額です。

目4保健師設置費、下段の保健師活動経費は次ページにわたりますが、保健師の正職員について欠員が生じていることから、パートタイム会計年度任用職員を任用したもので、報酬および費用弁償で101万5,000円の増額です。

27 ページになります。款 6 農林業費、項 1 農業費は 29 ページから 30 ページをご覧ください。下段の目 3 農業振興費、鳥獣被害防止総合対策事業は、次ページにわたりますが、本年度より事業主体が町から津別町有害鳥獣被害対策協議会に変更となり、エゾシカ捕獲に係る国費が協議会へ直接交付されることから、町での国費に係る今後の予算調整が不要となることから、過去の実績に基づき上乗せ加算分の減額などの精査を行うもので、130 万円の減額です。

31 ページから 32 ページをご覧ください。目 4 振興事業費、道営土地改良事業は、道営 2 地区の向上検査臨床に係る旅費の増額です。

35 ページをご覧ください。款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁総務費、38 ページをご覧ください。中段下の雪寒建設機械導入事業は、当初 2 台の購入を予定していた除雪トラックについて、国庫補助金の内示により事業調整を行い、1 台分の購入に変更することから、7,029 万 1,000 円の減額です。

目 3 道路橋梁新設改良費、町道整備事業は次ページにわたりますが、町道 2 号線歩道新設工事に係る委託設計費の増額分を予算流用で対応したための流用元補填で 44 万円の増額です。

39 ページから 40 ページをご覧ください。款 9、項 1 消防費、目 1 消防総務費、事務組合負担金は、司令施設管理費の増により 10 万 4,000 円の増額です。

41 ページから 42 ページをご覧ください。款 10 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、小学校施設整備事業は次ページにわたりますが、地上タンク設置工事に伴い校舎内ボイラーの改修を要することが判明したことから、工事請負費で 72 万 6,000 円の増額です。

44 ページをご覧ください。小学校施設管理経費は、購入予定の大型除雪機の価格高騰により 37 万 6,000 円の増額です。

項 4 社会教育費、目 1 社会総務費は 45 ページから 46 ページをご覧ください。中段の目 3 会館管理費、図書館管理経費は、図書館への指定寄附分 100 万円の増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページをお開きください。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 4 土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付

金は、雪寒建設機械導入事業等に係る交付決定に伴い1億2,088万2,000円の減額です。

款15道支出金、項2道補助金、目4農林業費道補助金は、多面的機能支払交付金事業で6万7,000円の増額です。

項3道委託金、目1総務費道委託金は、国勢調査および経済センサスの交付決定による増額です。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、建物等貸付料は、レストハウスつべつの貸付料免除に伴う減額です。

項2財産売払収入、目3物品売払収入、車両売払収入は、マイクロバスの売り払いにより20万円の増額です。

款18繰入金、項1、目1基金繰入金の公共施設等整理基金繰入金は、体験交流施設整備事業等が起債対象になったことにより、4,702万4,000円の減額。地域振興基金繰入金は、地域医療維持助成事業に係る過疎債ソフト分の発行限度額の増等により40万円の減額です。

款19繰越金、前年度繰越金は、一般財源不足分の総額です。

款20諸収入、項4雑入、5ページから6ページをご覧ください。目6雑入、体験交流施設納付金は、改修工事による休館期間中の納付金10万円の減額と、その他については歳出で説明の外国人介護福祉人材育成支援事業の奨学生要望人数の増に伴う事業所負担金で50万円の増額です。

款21、項1町債、目1総務債の相生総合交流ターミナル外構改修事業は公適債、町民の森自然公園橋梁設置事業および体験交流施設屋根・外壁等改修事業は、過疎債の対象見込みとなることに伴う増額です。

目2衛生債、地域医療維持助成事業は、過疎債ソフト分の発行限度額の増による増額です。

目3農林業債、木材工芸館消防設備更新事業は、緊防災の対象見込みとなることに伴う増額です。

目4土木債は、補助金額の内定および事業費の変更に伴う増額です。

目6教育債、体育施設トイレ改修事業は過疎債、町民会館大会議室床改修事業は公

適債の対象見込みとなることに伴う増額です。

歳入の説明は以上です。

補正条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額および予算総額となるものです。

第2条は地方債補正で、第2表のとおり追加6件、限度額の変更4件で、補正後の限度額は20億5,260万円となるものです。

以上、内容について説明いたしますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時 15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

令和7年度津別町一般会計補正予算（第1号）について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 35 号 令和 7 年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第 35 号についてご説明申し上げます。

第 2 条資本的収入及び支出における収入につきましては、資本的収入を 1,327 万 9,000 円増額し 3 億 1,275 万 5,000 円とし、支出の資本的支出を 904 万 4,000 円増額し 3 億 6,472 万 8,000 円とするものです。

2 ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出につきましては、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 2 メーター設置費、工事請負費はスマートメーター設置工事の事業量の確定に伴い 904 万 4,000 円の増額となります。

収入につきましては、款 1 資本的収入、項 1 企業債につきましては、国庫補助金の交付額決定に伴い、不足した事業費分の補填として 890 万円の増額。項 3 補助金につきましては、支出と同様にスマートメーター設置工事の事業量の確定に伴い 437 万 9,000 円の増額となります。

3 ページはキャッシュ・フロー計算書となります。

今回の補正で、最下段の資金期末残高につきましては 794 万 6,000 円の増額となり、6 億 6,756 万 9,000 円となります。

4 ページから 6 ページは貸借対照表です。

今回の補正により 4 ページ、1 固定資産では機械及装置が 476 万 5,000 円増額。2 流動資産では、現金預金が 6 億 6,756 万 9,000 円となり、資産合計は 31 億 1,208 万 4,000 円となりました。

5 ページの 3 固定負債の企業債は 890 万円増額となりました。

条文にお戻りいただきまして、第3条につきましては企業債の変更ですが、先ほどの資本的収入で説明させていただきました企業債の変更について、次のページの別表1により整理しております。

以上、議案第35号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、第36号 令和7年度津別町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第36号についてご説明申し上げます。

第2条業務の予定量につきましては、主な建設改良事業から下水道管理センター耐震補強設計業務を削るものです。

第3条収益的収入及び支出における収入につきましては、下水道事業収益を3,248万4,000円増額し、5億259万2,000円とし、支出の下水道事業費用を3,248万4,000円増額し4億9,486万3,000円とするものです。

第4条資本的収入及び支出における収入につきましては、資本的収入を3,060万円減額し6,310万円とし、支出の資本的支出を3,060万円減額し1億5,622万1,000円とするものです。

3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出につきましては、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費および処理場費の委託料は、国庫補助事業の事業調整により管路カメラ調査が1,451万円、下水道管理センター耐震診断業務が1,797万4,000円の増額です。

収入につきましては、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金および目2補助金につきましては先ほどの支出の増額に伴うもので、それぞれ1,624万2,000円の増額となります。

4ページになりますが、資本的収入及び支出の支出につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、目1特環建設改良費、委託料につきましては国庫補助事業の事業調整により3,060万円の減額となります。

収入につきましては、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債および目2国庫補助金につきましては、先ほどの支出の減額に伴うもので、それぞれ1,530万円の減額となります。

5ページはキャッシュ・フロー計算書になりますが、今回の補正で最下段の資金期末残高につきましては139万円の減額となり、2億3,325万円となります。

6ページから8ページは貸借対照表です。

今回の補正により、6ページ、1固定資産では、建設借勘定は2,781万9,000円減額。2流動資産では、現金預金が2億3,325万円となり、資産合計は53億8,819万9,000円となりました。

7ページの3固定負債の企業債は1,530万円減額、5繰延収益は長期前受金は1,390万9,000円の減額となりました。

条文にお戻りいただきまして、第5条につきましては、先ほどの資本的収入で説明

させていただきました企業債の変更について、次のページの別表1により整備しております。

第6条につきましては、他会計からの繰入金及び補助金について。その他下水道事業費にあてるものを2,684万3,000円とするものです。

以上、議案36号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、請願第1号 ケアハウスつべつ運営補助充実に関する請願について（委員会報告）を議題とします。

本件は、令和7年第2回定例会において、産業福祉常任委員会に付託し閉会中の継続審査とされておりましたが、同委員会から審査結果報告書が提出されましたので、本定例会に付議するものであります。

委員長の報告を求めます。

5番、山田産業福祉常任委員長。

○5 番（山田英孝君）　〔登壇〕　ただいま、上程をされました請願第 1 号については、令和 7 年第 2 回定例会において産業福祉常任委員会に付託をされた下記の事件で、その審査結果と結果について、会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

事件名は、請願第 1 号　ケアハウスつべつ運営補助充実にに関する請願です。

審査の経過については、委員会は、この間 3 回開催をし、令和 7 年 4 月 16 日では紹介議員から請願趣旨の説明を受けた後、質疑討論や今後の進め方について協議を行いました。

4 月 30 日には、参考人として請願者であるケアハウスつべつを運営している津別福祉会と町理事者側から意見聴取を行い、質疑の後、委員間協議を行ってきました。

5 月 15 日は、まとめの協議を行ってきたところです。

審査の結果については、趣旨採択すべきものと委員全員の起立賛成で可決をしたところです。

審査の概要についてです。当常任委員会に付託をされた本件について、請願の内容を改めて精査の上、請願者、理事者双方から聞き取りを行い、委員間での協議を行いました。

ケアハウスつべつは、福祉関係者をはじめ、町内有志を理事とした社会福祉法人により、この 22 年間自立した経営を心掛け運営をされてきた。

しかし、近年の燃料や食材価格の上昇および運営や維持管理に要する委託経費の増大により、本来は、将来必要とされる老朽設備の更新に充てるべき施設整備基金を取り崩しながらの厳しい経営を余儀なくされている。

経営赤字の解消は、営利的発想に基づけば、コスト上昇に相当する負担を利用者に求めるべきものであるが、施設利用料の主要な部分については公定で、施設独自に決定できる余地は小さいのが実情でありながら、その中でも、本年 2 月に月 2,000 円の共通費の引き上げを決断しており、利用者の半数は国民年金受給者である実情を鑑みると、これ以上の利用者負担引き上げは困難であることは明らかで、今回の同施設への令和 7 年度補助として 452 万 2,000 円を要請する請願の趣旨については十分に理解できるところである。

しかしながら、町としても同施設の福祉施策上の重要度は認識しているところであ

り、今回の補助要望に対する当初予算は 346 万 2,000 円であるものの、運営者である津別福祉会と経営状況を見ながら適切に協議を行い、要望額に関わらず補正予算により実際に必要な額を助成する意向があること、また、後年についても必要な助成は続けていく意思を覚書により確認できていることなどから、請願者の願意は満たされていることが明らかな状況にあることを確認できている。

以上の調査結果を踏まえつつ、ケアハウスつべつが、福祉サービスを必要とする町民にとって、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を営むために必要な施設であり、本町の高齢者福祉にとって欠かせない施設としての存在意義を、運営者である社会福祉法人津別福祉会、行政、議会で共通認識とする必要があり、本請願の意図は十分に理解することができるとの結論に達した。

以上が審査の概要についてです。

なお、会議規則第 76 条の規定により、少数意見の留保はありません。

以上、産業福祉常任委員会での審査報告といたします。

○議長（鹿中順一君） 委員長の報告に対して質疑を許します。

ありませんか。

7 番、高橋剛君。

○7 番（高橋 剛君） 内容は理解したんですけれども、もう少し経緯といいますか、それらを詳しく説明をしていただければありがたいなと思うんですが。この文面以外に、まだ付け加えることというのがあれば、ぜひ教えていただきたいなと思うんですが。

○議長（鹿中順一君） 山田委員長。

○5 番（山田英孝君） 〔登壇〕 ただいまの高橋議員のほうからのご質問にお答えしたいと思います。

この請願が出た後に、令和 6 年度の施設に対する助成額の支援に伴いまして、令和 7 年 3 月 25 日付で津別福祉会と町とで覚書を締結しております。この覚書の冒頭の中で、町は津別福祉会の事業が町の施策として始まり、本町の社会福祉の増進に著しく貢献する事業であること、ならびに乙、福祉会のことですが、公共性の高い法人であるため、安心して持続可能な事業が継続できるよう甲、町から乙の補助金交付にあた

り下記の事項に対し同意し覚書を維持すると。このようにケアハウスつべつの立ち位置といいますか、位置づけや何かを、この覚書で町のほうとしてもこういう形で表現するといいますか、表しているなというのが一つありました。というのも、民間の法人であるというか、その辺が町とケアハウスの中でのちょっと意見の対立といいますか、そういった部分もあるというようなことも聞いておりましたので、この部分で町としても必要な施設であるというようなことが、この覚書の冒頭で明らかになったのではないかなというふうにも思っているところです。

また、先ほども報告をいたしました、令和7年度予算計上額は346万2,000円で、要請をしている452万2,000円とは差はありますが、町としても最低この金額は担保として予算を計上したと。最終的には、さらに経営が厳しくなって、町への支援額が請願をしている仮に452万円を上回ったとしても、さらにそれが必要と認められているのであれば、その額を支援すると。そういった意味で、福祉会としての願意は満たされているのではないかと。そういうようなことで委員会で協議を行う中で、津別福祉会のこの願意は満たされている中で、議員の中では取り下げといったような協議、意見もありましたが、福祉会からの意見聴取の際に、先ほども申しました福祉会の立ち位置を理解してほしい。現状の中では、町と二人三脚で高齢者福祉を推進していく。そういう中では、この立ち位置を町と議会と福祉会、町民の方、そういった部分も一緒に考えてほしいんだと。そういった福祉会の思いもありますので、取り下げということになれば、こういったような形で委員会報告も議会の本会議の中ですることができなくなってしまいますので、そういう意味も込めて、本当は会議規則の中では採択か不採択かの2種類の中から選ぶというような形ではありますが、採択することに問題がある場合、今回は、願意は満たされているというようなことでありますが、便宜的に趣旨には賛同をしていくという、そういう意味で趣旨採択という選択肢を委員の中で協議の上、選んだと。そういうようなことでありますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 今の説明で内容については理解したところですが、この

中に覚書という項目がございますけれども、私、いろんな施設を含めて、そういう町に対する補助の関係で、覚書なるものがあまり存在しないのではないかと。ということは、聞くところによると覚書にサインしないと補助しないと。覚書について強要されたというような話も聞いておりますけれども、委員会のほうで、この覚書についてきちんと調査をされたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 山田委員長。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 この覚書の部分については、福祉会からの意見聴取の際にも山内議員おっしゃるような同様な話もありました。ただ、このケアハウスが立ち上がる時に、社会福祉法人を立ち上げる前に、その時の準備委員会の段階で町との間の中で、こうした経営的な赤字が生じた場合に、町としても支援をしていきますよと。というのも、理事の皆さんは、それぞれボランティアで教育関係者、福祉関係者の人たちでつくった法人でもありますので、その方に費用の負担をお願いするといったようなことは、それは難しいというようなことも福祉会の方からもお話がありました。そういう中で、この間、二十数年たってきておりますが、常任委員会の中でも福祉会のそういう覚書がなくてもいいんじゃないかと、そういったような思いはあるんですけど、ただ、町のほうとしても要請額の根拠、どの金額が足りない、どの費用が足りないんだというようなことで、ある程度のやっぱり算出にあたっての根拠も必要だといった説明もございました。さらには、数年もたっていきますと、こうしたようなやり取りも担当者が変わるだとか、あるいは法人の担当者もかわっていくといった中で、その補助金の算定的な部分がわからなく、不明になっていく場合もあるだろうと。そういうのをなくすためにも、ある程度のやっぱり基本となる覚書といった部分も必要ではないかなというふうに思って、そんなご意見もあったところです。

さらに、当初の覚書からは、先ほど私が申しました冒頭の中で、ケアハウスとしての民間の社会福祉法人ではありますけど、町の施策上つくった法人であると、そういったような立ち位置の部分も、この覚書の中に記載がされているのとあわせて、先ほど申しました算定根拠、さらにそれ以上に赤字経営になって、町との協議の中でその金額も必要だというようなことが認められれば、それについても支援をしていきますよという、そういう但し書きもこの中に記載がされていると。そういうことであれば、

かえってそういった覚書があったほうが、担当者がかわってわからなくなったとか、担当者の判断で、それはだめですよだとか、そういったようなことを防止する上でも、この覚書があったほうがいいといえますか、そのほうが今後のことを考えると、いいのではないかなといった、そういったような話もありました。

ないといった部分の話、意見もありましたけど、そういったようなことで相対では、その覚書の部分については、そのままこの覚書を令和7年度以降の部分についても適用させていこうといった、そんな方向で意見のほうが進んでいったところであります。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 〔登壇〕 内容についてはわかりました。

ただ、施設管理者である津別福祉会が、その関係について納得されているのかどうか。再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 山田委員長。

○5番（山田英孝君） 〔登壇〕 これについては、これから今回の議会での委員会での報告を受け、今日の本会議の中で皆さんの意見をもとに、こういった結論が出てくれば、この結論をもって福祉会のほうに説明に行くというような、そんな段取りになってくるかなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、趣旨採択です。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、請願第 1 号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

◎意見書案第 3 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、意見書案第 3 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） 〔登壇〕 議長から発言のお許しをいただきましたので、意見書案第 3 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について。全文を読み上げ提案説明といたします。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これら機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の 2 項目の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣ほか関係大臣に提出をいたします。

皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 4 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） 〔登壇〕 議長より発言のお許しをいただきましたので、意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について、全文を読み上げ説明といたします。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

このため、令和 8 年度の地方財政の検討にあたっては、社会全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保を含めた地方財政の確立を目指し、以下の 12 項目について要請するものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に提出をいたします。

皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、意見書案第 5 号 令和 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3 番、細川博行君。

○3 番（細川博行君） 〔登壇〕 ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、意見書案第 5 号 令和 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、全文を読み上げ説明申し上げます。

北海道最低賃金の引き上げは、日本国憲法第 25 条に定められている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としていることから、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものであります。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、令和 6 年に引き上げた 50 円で、道内の常用労働者 216 万人（うちパート労働者 64 万 7,000 人）のうち、60 万人弱の労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況であります。（平成 28 年経済センサスおよび毎月勤労統計調査年報より）

労働基準法第 2 条、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めている

が、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

政府は 2020 年時代に全国平均 1,500 円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引き上げに向けた環境整備が必要である。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねない。

つきましては、北海道労働局および北海道地方最低賃金審議会においては、令和 7 年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の 3 項目について処置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先、北海道労働局、北海道地方最低賃金審議会です。

以上、提案します。

皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

意見書案第 5 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、意見書案第 6 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2 番、篠原眞稚子さん。

○2 番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の

1 への復元など教育予算拡充と豊かな学びを求める意見書についてご説明をさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が平成 18 年に 2 分の 1 から 3 分の 1 に変更されました。

また、子どもたちへのきめ細かな教育を実現するため、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消が不可欠である。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において 35 人以下学級が実現することとなり、令和 8 年度からは中学校の引き下げ方針が示されているが、高校については依然として、「検討」にとどまっている。

令和 7 年 12 月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で 13.66%（7 人に 1 人）、北海道においては全国で 8 番目に高い 17.59%（5.7 人に 1 人）となっており、依然として厳しい実態にある。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費、図書費も自治体によってその措置に格差が生じている。

また、「高等学校等における就学支援金」の所得制限は撤廃されたものの「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度を拡充させていく必要がある。

さらに、小・中学校の不登校が 11 年連続で増加し、過去最高を記録している。その一因として、この間の学習指導要領が改訂のたびに内容が難しくなるとともに、教科書のページ数が増え、子どもたちの負担になっていることが指摘されている。子どもたちの負担を軽減し、学校をゆたかな学びの場とするためには、学習指導要領の内容精選および標準授業時数精選を図り「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善を図る必要がある。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率の 2 分の 1 への復元、早急に実行性のある教職員の超勤・多忙化解消、

「30 人以下学級」の実現など、教育予算の確保・充実、就学保障の充実を図るよう意見します。

記として 5 項目あります。

提出先については、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか担当大臣に宛てています。

以上、ご説明申し上げましたので、趣旨に賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 6 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

昼食休憩 午前 11 時 58 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎意見書案第 7 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、意見書案第 7 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2 番、篠原眞稚子さん。

○2 番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 道教委「これからの高校づくりに関する指針」

（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてです。

道教委は、令和５年３月に「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）（以下、「指針（改定版）」）を策定し、「公立高等学校配置計画書」を進めてきた。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合、間口削減を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が 55 市町村（令和 7 年 4 月現在）あり、高校数は昨年度より 3 校減り、今後も高校数が減少していく見通しである。

また、令和 7 年度から所得制限のない公立高校授業料の実質無料化が始まり、令和 8 年度からは予算額が引き上げられることで私立高校授業料も実質無償化となる見通しである。国に先行して既に私立高校の無償化を実施している自治体では、中学受験の過熱化や公立校の定員割れ、それに伴う統廃合、私立高校の授業料値上げが結果として生じており、北海道においても同様の現象が起こる懸念があります。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなってきている。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐことになっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の助成や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管するなど、地元の高校存続に向けた努力をしている。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきことであり、道教委は、後期中等教育を全ての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色ある取り組みにより新入学生が増加しても、既に計画された募集停止が撤回されないことなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校が進むなど、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかである。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基

本に、希望する全ての子どもたちにゆたかな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」をつくりだしていくことが必要である。

以下、4項目について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、北海道知事、北海道教育委員長宛てです。

趣旨に賛同していただくよう、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、意見書案第8号 戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、巴光政君。

○1番（巴 光政君） 〔登壇〕 意見書案第8号 戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書について、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出したいと思います。

読み上げて提案にかえさせていただきたいと思います。

政府は戦後50年、60年、70年の節目に閣議決定を経た首相談話を発表してきた。50年の村山談話では「植民地支配と侵略」について「痛切な反省」と「心からのおわ

び」を表明し、60年の小泉談話でも基本的にその姿勢と踏襲された。70年の安倍談話では「反省とおわび」などの言葉を使いながらも、「未来志向」を強調する内容となった。

戦後80周年を前に、昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞した。被爆者の皆さんが被爆の実相と核兵器の非人道性を語り広げてきたことが、核兵器の使用をタブーとする世論を築いてきたことによるものである。

今、世界では軍事的な緊張の高まりがある一方で、ASEAN（東南アジア諸国連合）にみられるように軍事的対立ではなく、包摂的な平和構想によって緊張を緩和する平和の潮流も生まれている。

戦後80周年の節目となる今年、政府においては戦争の歴史の教訓に真摯に向き合い、再び戦争の惨禍が起こることのないよう、包摂と対話による平和な世界へ貢献する意思を表明することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣です。

以上、賛同をよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、意見書案第9号 従来の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開と継続を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、巴光政君。

○1 番（巴 光政君）　〔登壇〕　意見書案第 9 号　従来の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開と継続を求める意見書について、地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出したいと思います。

読み上げますので、内容を理解していただき賛同をお願いしたいと思います。

政府は令和 6 年 12 月 2 日に、これまで使用されていた健康保険証の新規発行を停止した。しかし、新規発行が停止されてからもマイナ保険証の利用率は、令和 7 年 2 月時点で 26.62%にしか過ぎない。昨年 10 月下旬から解除申請の受け付けが開始されたが、令和 7 年 1 月時点までで 5 万 8,000 件を超える解除申請が行われており、国民の不信や不安があらわになっている。

マイナ保険証の普及が進まない下で、厚生労働省は 4 月に 75 歳以上の後期高齢者を対象にマイナ保険証の保有の有無に関わらず、令和 8 年 7 月末までを期限として「資格確認書」を交付することとした。厚生労働省は、このような処置をとる理由として、後期高齢者のマイナ保険証の利用率が相対的に低いことを挙げている。しかし、最も利用率が高いといわれている 65 歳から 69 歳においても、昨年 12 月の利用率は 33.5%と 3 人に 1 人しか使用していないのが実態である。

全国で 10 万人以上の医師が加盟する全国保険医団体連合会が新規発行停止後に行った全国調査では、回答した 8,330 の医療機関のうち 9 割から「有効期限切れ」「資格情報が無効」などのトラブルが報告されている。マイナンバーカードの電子証明書は、令和 7 年だけで 1,500 万枚が有効期限を迎える見込みとなっていることから、さらなるトラブルの拡大も懸念されている。

厚生労働省は医療機関に受診する際に、マイナ保険証を使用した際のトラブルに対応するため、各保険者が発行する「資格情報のお知らせ」を携帯するよう推奨しているが、従来の健康保険証があれば必要のないことである。

国民皆保険制度を守り、誰もが安心して医療を受けることができるようにするために、政府においては、従来の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開と継続させることを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出したいと思います。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デ

デジタル大臣です。

以上、賛同よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、意見書案第 10 号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1 番、巴光政君。

○1 番（巴 光政君） 〔登壇〕 意見書案第 10 号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書について、地方自治法第 99 条の規定により別紙のとおり意見書を提出するものいたします。

読み上げて趣旨にかえさせていただきます。

大学の初年度納入金（令和 5 年度）は国立大学で 82 万円、私立大学では平均 148 万円にもなり、学生生活は限界、保護者負担も重く、中には学業を諦めざるを得ない人も生まれている。学生の約 8 割はアルバイトに追われ、3 人に 1 人が貸与奨学金を借り、平均で 300 万円の「借金」を抱えて社会に出る状況で、若い世代の抱える奨学金返済額は 10 兆円にものぼる。学生からは、「1 日 1 食。食費を月 2,000 円に抑えている」、「週 5 日のアルバイトで勉強時間が取れない」との声が寄せられ、「日常生活の中で悩んでいることや気にかかっていることは、『生活費やお金のこと』が 47%で最多」（全国大学生生活協同組合連合会「第 59 回学生生活実態調査」）と深刻な実態が報告されている。若い世代にとって奨学金返済の経済的負担は大変に重く、結婚や育児とい

った生活設計に悪影響を与えている。

学費無償化は国際的な流れである。ヨーロッパでは、教育無償化に踏み出し、維持している国が少なくない。日本も批准している国際人権規約は、「高等教育は、全ての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、全ての者に対して均等に機会が与えられるものとする」としている。

その一方、日本の高等教育への公的支出（GDP比）は、OECD加盟国平均の半分以下と最低レベルを続けています。このことが学費の高騰や奨学金貸与額の増加につながっている。学費を値下げして無償化へ進むことは世界標準の教育政策であり、日本政府の国民と国際社会への公約でもある。

先の総選挙では、高等教育の学費について、立憲民主党、共産党、れいわ新選組、社民党が無償化を進めるとし、自民党が「高等教育の無償化を大胆に進めます」と公約に掲げ、公明党も「2030年代の大学等の無償化を目指す」、維新は「大学・大学院などの改革と合わせて」という条件つきで無償化を目指すとした。

多くの党が「無償化」を訴え、一致可能な今こそ、学費無償化に踏み出し、学生と保護者の苦難に応える時である。

よって、政府においては高等教育予算を抜本的に増額し、次の施策を取ることを求める。

以下、4項目といたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出したいと思います。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣です。

以上、賛同よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、意見書案第 11 号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1 番、巴光政君。

○1 番（巴 光政君） 〔登壇〕 意見書案第 11 号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書について、地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出したいと思います。

読み上げて内容にかえたいと思います。

少子高齢化が進む本道において、地方では特に人口減少が激しい上、昨今の急激な人件費の増加、光熱費・食材料費の高騰なども相まって、現在の医療機関、介護施設等（以下、「医療機関等」という。）を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会の 3 病院団体による令和 6 年度病院経営定期調査では、全病院（1,043 病院）の同年 6 月の医業収益は前年同月比 1.5% 減、医業費用は 0.6% 増、医業利益、経営利益ともに 2 期赤字で減益となっている。

独立行政法人福祉医療機構が令和 6 年 6 月に実施した病院経営動向調査によると、一般病院の赤字病院割合は 39.8%（前年度比 15.3% 増）、同様に療養型病院で 29.3%（同 4.9% 増）、精神科病院で 44.1%（同 17.6% 増）と増加し、約 4 割の医療機関が赤字経営となっているほか、医師の高齢化や経営不振などの理由により診療所の廃止が進んでいる。

また、介護事業においても、事業者の倒産が昨年過去最多に上っており、特に、訪問介護事業は介護報酬の引き下げなどの影響によって、大変厳しい経営状況にある。このままでは医療機関等における人材確保がさらに難しくなり、地域における医療・介護が維持できなくなる。

他の一般の分野では価格転嫁という手法も取られるが、公定価格により運営する医療機関等は、その上昇分を価格に転嫁することができないため、賃上げと物価高騰、さらには日進月歩する技術革新への対応等も踏まえた適正な診療報酬や介護報酬（以

下、「医療報酬等」という。)の設定が必要である。

よって、国においては、医療機関等の経営悪化へ歯止めをかけるよう、医療報酬等のあり方も含め引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。また、エネルギー、原材料および資材価格の高騰によって、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関等に大きな影響が出たことから、経営に必要な経費について令和6年度診療報酬改定等に対応されたところであるが、なお不足が生じる場合は、臨時的な診療報酬等を改定や国による補助制度の創設により、全国一律の対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出したいと思います。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

以上、賛同よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、発議第5号 議員定数調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

1番、巴光政君。

○1番（巴 光政君） 〔登壇〕 議長より発言のお許しをいただきましたので、発議第5号 議員定数調査特別委員会の設置について、提案の理由を説明申し上げます。

このことにつきましては、津別町の人口が令和6年11月末で、ついに4,000人を下回り、今後も減少が見込まれる状況にある中で、先に行われた、私ども町議会議員の選挙においては、立候補者が定数を超えることができず無投票当選という結果になり

ました。

このような状況を踏まえ、津別町民の議会に対する声を反映しつつ、活発な論議と円滑な議事運営を継続することができる、津別町議会にとって適正な議員定数について、一度議員自ら調査研究してみる必要があるものと思われます。

つきましては、議員定数調査特別委員会を設置し、委員の選任を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたので、ご審議いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより発議第5号を採決します。

本案について、議長を除く9人の委員をもって構成する、議員定数調査特別委員会を設置し、これに付託する調査は令和8年12月定例会までの閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

特別委員の選任を行います。

議員定数調査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く議員全員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

ただいま指名した諸君を議員定数調査特別委員会の委員に決定いたしました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 1 時 37 分

再開 午後 1 時 44 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩中に、議員定数調査特別委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（斉藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

休憩中に、第1回議員定数調査特別委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。

委員長には渡邊直樹議員、副委員長には山田英孝議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第22、報告第3号 繰越明許費の繰越しについて。津別町一般会計を議題とします。

町長から、令和6年度津別町一般会計予算に係る繰越明許費の繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩をします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時48分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分について、報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、報告第 5 号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社津別町振興公社の令和 6 事業年度事業報告及び決算、令和 7 事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、報告第 6 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和 6 年度 2 月分、3 月分、4 月分、令和 7 年度 4 月分の例月出納検査について報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これで令和 7 年第 4 回津別町議会定例会の会議を閉じ、閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1 時 49 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員